

四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」 オンライン授業運用ガイドライン

1. eラーニングコンテンツの範囲

- (1) このガイドラインで取扱う「eラーニング」とは、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国が知のプラットフォーム形成事業に関する教材を開発し、運用するフルオンライン授業を指す。i,ii

2. eラーニングコンテンツの定義

- (1) eラーニングコンテンツの定義は、オンライン授業設計ガイドラインに準拠する。

3. 学生サポート

- (1) 学生サポートとして、主に「ICT 技術支援」「学修支援」の2つの機能を置く iii。
- (2) 情報活用技術 (ICT) 支援
- (ア) 学生に対して eラーニングの情報活用技術 (ICT) 的側面の支援を行うために、テクニカルヘルプデスク (電子メール、電子掲示板等) の設置や LMS の利用マニュアルの整備等を行う。また、技術的な支援サービスへのアクセス方法を学生に周知徹底する。
- (3) 学修支援
- (ア) 学生およそ 50 名につき 1 名の学修支援者を配置する iv。学修支援者は、科目担当教員、アシスタント教員、学生チューターなどが担当する。
- (イ) 学修支援者は、電子メールや電子掲示板等のメッセージ機能を用いて、科目内容や学修方法等について、適宜、指導助言や対話を行う。
- (ウ) 学習支援者は、学生が eラーニングで効果的に学ぶための新たな学修スキル (自己調整学習、能動的学習、協調学習など) の獲得を支援する。eラーニングでは新たな学修スキルが必要であることを学生に周知し、コースワークへの組み込みや介入等を行う。
- (エ) 学修支援者は、関連リンク、オンラインデータベース等、オンラインで利用可能なリソースを学生に提示する。また、図書館にある参考文献の紹介、対面の機会など、オフラインのリソースも提供可能であれば提示する。
- (オ) 学修支援者は、学生がオンラインコミュニティを構築することを推奨し、支援する。
- (4) その他
- (ア) 専門の機器や学修教材を使用する場合、オリエンテーションやグループ活動など対面で行うことに意味がある活動を含む場合、成績評価においてセキュリティ上の課題が懸念される場合などは、学生に対面での出席を要求することができる。

- (イ) 学生が目的のコースへたどり着けるように十分なガイドを行う。特に多数のコースがある場合は、LMS においてコースのカテゴリ化やカリキュラムマップの導入等を行う。
- (ウ) 学生の個人情報の取り扱い等には十分に配慮し、適切なセキュリティレベルで運用する。

4. 学修支援者サポート

- (1) 本章での「学修支援者」とは、3. で挙げた学生の学修支援機能にあたるすべての者（科目担当教員、アシスタント教員、学生チューター等）を言う。
- (2) 学修支援者に対して e ラーニングの情報活用技術（ICT）的側面の支援を行うために、技術職員の配置やヘルプデスクの設置、LMS の利用マニュアルの整備等を行う。
- (3) 学修支援者の ICT スキル向上のために、研修等を実施する。
- (4) 学修支援者に対して e ラーニングの教育的側面の支援を行うために、インストラクショナルデザイナーによるコンサルディングの実施や、e ラーニング実践事例集の整備等を行う。
- (5) 学修支援者の e ラーニングを用いた教育スキル向上のために、研修等を実施する。

ⁱ 知のプラットフォーム形成事業のシステム基盤を用いたとしても、共同実施ではなく、各大学が単独で実施する科目は対象外とする。

ⁱⁱ フルオンライン以外の形態の授業におけるコンテンツの利用を妨げるものではない。ただし、利用に当たってはコンテンツの著作権者の許諾の範囲において利用する。

ⁱⁱⁱ 1 人の人材または 1 組織が 2 つの機能を担ってもよい。各機関の実情に合わせて柔軟に実現する。

^{iv} 科目内容や学修者ニーズ、学修支援者の作業負荷等を考慮して、各機関において慎重に調整する。